

「お忘れなく 労働保険の年度更新手続は

6月1日（金）から7月10日（火）までに！」

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、精算することになっています。

平成30年度の申告・納付期間は、6月1日（金）から7月10日（火）までです。お早めに手続をお願いします。

- ◇ 平成30年4月1日から労災保険料率の基準料率に変更されています。
詳しくは、各事業場に送付される年度更新資料、秋田労働局または厚生労働省のホームページをご覧ください。
- ◇ 労働保険料の納付は口座振替が便利です。口座振替を利用いただくと納付日が遅くなります。申し込みは、所定の用紙を金融機関に届け出るだけです。

納 期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	平成30年7月10日	平成30年10月31日	平成31年1月31日
口座振替納付日	平成30年9月6日	平成30年11月14日	平成31年2月14日

なお、申込時期により口座振替納付開始時期が異なります。「第2期・第3期」は間に合いますが、「全期・第1期」は申込期限（2月26日）を過ぎており、これからの申し込みでは平成31年度からの適用となります。

- ◇ 電子申請もご利用になれます。年度更新手続をはじめ、労働保険・社会保険関係手続について、電子申請をご利用ください。
- ◇ 年度更新の詳細については、各事業場に送付される年度更新資料、秋田労働局または厚生労働省のホームページをご覧ください。
- ◇ お問い合わせ先
秋田労働局労働保険徴収室 Tel 018-883-4267
秋田労働基準監督署 Tel 018-865-4267 横手労働基準監督署 Tel 0182-32-3111
能代労働基準監督署 Tel 0185-52-6151 大曲労働基準監督署 Tel 0187-63-5151
大館労働基準監督署 Tel 0186-42-4033 本荘労働基準監督署 Tel 0184-22-4124